

平成 2 8 年度

ダム関係公物管理支援業務共通仕様書

平成 2 7 年 1 2 月

四国地方整備局

ダム関係公物管理支援業務共通仕様書

第 1 編 総 則

第 1 0 0 1 条 適用

1. ダム関係公物管理支援業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、国土交通省四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注するダムの公物管理補助業務（以下、「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

第 1 0 0 2 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。）への報告を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。
重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
5. 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものは除く。）、総括調査員への報告及び調査員への指示を行う者をいう。
6. 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承

諾を行うための内容確認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。

7. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者であって、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
11. 「契約書」とは、ダム管理支援業務契約書をいう。
12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
14. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
16. 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
22. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
23. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
25. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - 1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
 - 2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
31. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
32. 「検査」とは、契約書第32条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
33. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
35. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1003条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という。）を含まない。）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第1004条 調査職員

1. 発注者は、業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第1005条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、第2002条、第3002条に示す内容について担当技術者（ダム管理員・情報連絡員）が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 管理技術者は、受注者が提出した参加表明書（技術提案書も含む）に記載した予定管理技術者でなければならない。

管理技術者は、参加表明書に記載した予定管理技術者から原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議をするものとする。

5. 管理技術者は、業務の履行に当たり、次のいずれか又は発注者が別に示す資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設科目又は建設部門）
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者
- ・ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ R C C MまたはR C C Mと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者（※2）

※1「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

6. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、

相互に協力し、業務を実施しなければならない。

7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第1006条 担当技術者（ダム管理員）（情報連絡員）の資格

1. 第2001条で示されている担当技術者（ダム管理員）については、次のいずれかに該当する者であること。

また、業務内容が土木以外の分野であるもの、若しくは相当程度含まれるものについては、発注者が別に示す資格を有すること。

- 1) 技術士（総合技術監理部門－建設科目又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- 2) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- 3) 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者
- 4) 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者
- 5) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- 6) R C C MまたはR C C Mと同等の能力（※1）を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- 7) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- 8) 河川又は道路関係の技術的行政経験（※2）を10年以上有する者
- 9) 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- 10) 技術士（総合技術監理部門－電気電子科目又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- 11) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士
- 12) 第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- 13) 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- 14) 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
- 15) 第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- 16) R C C M又はR C C Mと同等の能力（※1）を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- 17) 河川又は道路関係の電気通信設備関係の技術的行政経験（※2）を10年以上とする者
- 18) 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験（電気通信分野）が1年以上の者
- 19) 2級小型船舶操縦士以上の資格を有するもの

上記1)～9)のいずれかの資格を有している者と、10)～18)のいずれかを有している者とし、その内1名以上は19)の資格を有しているものとする。

※ 1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等（注 1）で職員として従事したことを言う。

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

2. 第 3 0 0 1 条で示されている担当技術者（情報連絡員）については、上記における資格要件を要しない。
3. 受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を調査職員に通知しなければならない。

第 1 0 0 7 条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 調査職員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - 1) 技術者経歴・職歴
 - 2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第 1 0 0 8 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 1 0 0 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から15日（休日等を除く）以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

例：【低】〇〇〇〇業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日（休日等を除く）間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1009条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第1010条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - 1) 業務概要
 - 2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - 3) 業務工程
 - 4) 業務組織計画
 - 5) 打合せ計画
 - 6) 連絡体制（緊急時含む）
 - 7) その他
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1011条 業務に必要な資料の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料

については、受注者の負担において適切に整備するものとする。

2. 調査職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第1012条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第12条の定めに従って調査職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

第1013条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、特記仕様書に定める成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位計（S I）とする。

第1014条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1015 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第 1016 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものといい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省四国地方整備局の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者の認定を受けている者である場合は、国土交通省四国地方整備局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。
5. 受注者が契約書第 7 条の再委託の承諾を得た場合及び再々委託を行う場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

第 1017 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1010 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1018条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第1019条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - 2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めな

なければならない。

8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1020条 条件変更等

1. 契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第19条、20条及び22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1021条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第1022条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条第1項に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示が有ればそれに従う物とする。

第1023条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1024 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - 1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - 2) 履行期間の変更を行う場合
 - 3) 調査職員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - 4) 契約書第 31 条第 1 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - 1) 第 1020 条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
 - 2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - 3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 1025 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条第 1 項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1026 条 一時中止

1. 契約書第 21 条第 2 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、第 1030 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - 1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - 2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - 3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合

- 4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - 5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1027条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条第2項に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1028条 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第28条第1項に規定する一般的損害、契約書第29条第1項に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 2) 契約書第41条第1項に規定する瑕疵責任に係る損害
- 3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1029条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - 1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - 2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1030条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1031条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただ

し、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1032条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下、「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了

後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

１）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第１０１０条で示す業務計画書に記載するものとする。

２）受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

１）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

２）この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第１０３３条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

１．受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

２．１．により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

３．１．及び２．の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1034条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第1035条 その他

1. 管理技術者は、契約後に発注者が実施する情報セキュリティに関する説明会が行われる場合には、必ず参加すること。但し、講習会等の経費については、受注者の負担とする。
2. 業務の履行に用いるパソコンについては受注者の持ち込みとし、業務に必要な通信回線を含む電算環境の確保は、受注者が公衆回線等により行うものとする。行政ネットワークへの接続は認めないものとする。但し、プリンター、用紙は発注者が用意する。
3. 契約期間満了等で業務に使用したパソコンを撤収する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去するものとし、その結果について調査職員の確認を受けるものとする。
4. 業務履行にあたって庁舎LANに接続されたOA機器等を使用する必要がある場合には、発注者の指示に従うとともに、使用にあたっては国土交通省情報セキュリティポリシー及び四国地方整備局セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない。
5. 業務に従事する者の作業服・安全帽等は、受注者で用意するものとし、軽快なもので特に派手なものはさけること。

なお、作業服等は事前に調査職員の確認を受けること。

6. 業務計画書

業務実施のために提案した技術提案について、業務計画書に記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

7. 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は次の事項に協力しなければならない。

- ①受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ②受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第2編 ダム管理巡視点検業務

第2001条 担当技術者（ダム管理員）

1. 担当技術者（ダム管理員）とは、管理技術者の指示のもとで、ダムに係る管理業務の支援を行うものをいう。
2. 担当技術者（ダム管理員）は、業務を適正に履行するため、次の事項について、十分理解して業務にあたらなければならない。
 - 1) 河川法等の関係法令及び管理対象施設の操作規則等の内容。
 - 2) 管理対象施設の機能、構造、操作システム等
3. 担当技術者（ダム管理員）は、設計図書等に定めのある場合には、管理技術者及び担当技術者（情報連絡員）を兼ねることはできない。

第2002条 業務内容

1. 本業務は、ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成等、ダム管理業務の支援を行うものである。

第2003条 報告等について

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて速やかに書面で提出するものとする。

- 1) 実施した業務の内容
- 2) その他必要事項

第2004条 業務の達成目標

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1) ダム等の操作支援

河川法等の関係法規の熟知に加え、各対象施設の状況を十分理解した上で、各対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、調査職員に速やかに報告すること。

また、操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。

2) ダム等の監視支援

各対象施設の機能、構造、状況等を十分理解した上で、目視等による監視を適正に実施すること。また、異常を発見した場合には、調査職員に速やかに報告すること。

3) ダム等のデータ整理

各対象のデータについて不足が無いよう収集を行い、定められた様式等により適正な整理を実施すること。

4) ダム等の資料作成支援

各作成資料において、資料の主旨と内容を十分に理解した上で、適正な資料の作成を実施すること。

第2005条 関連施設の操作

ダム関連施設の操作については、指示する場合においてのみ行うものとし、指示された操作手順によって実施するものとする。

第2006条 監視及び巡視の方法

1. ダム、貯水池及び関連施設の監視とは、施設等の状態を目視レベルにて把握するものであり、施設の動作確認等は含まない。
2. 目視レベルとは、機器の異常表示等の有無の他、備え付けのメータ等の数値異常の有無、観測データの異常の有無の確認を含む。
3. 警報区間の巡視は、車両を用いて行うことを標準とする。なお、車両による巡視が適切ではない区間については、徒歩により行う。
4. ダム堤体、関連施設等及び貯水池（車両による監視及び船舶による監視を除く）の監視は、徒歩により行うことを標準とする。
5. 貯水池（車両による監視）の監視は、車両を用いて行うことを標準とする。なお、車両による監視が適切ではない区間については、徒歩により行う。
6. 貯水池（船舶による監視）の監視は、船舶を用いて行うことを標準とする。

第2007条 巡視車両等

1. 警報区間の巡視、第2006条第5項及び第6項の貯水池の監視（以下「巡視等」という。）に用いる車両及び船舶（以下「車両等」という。）のうち貸与を受けた車両等については任意保険（対人賠償保険、対物賠償保険、搭乗者障害保険、車両（船体）保険）の加入、運転前点検や洗車等の日常管理は受注者が行う。なお、巡視等中に車両等を損傷した場合には、受注者の責任において修復する。
 - 1) 任意保険への加入
 - 2) 巡視等を実施する際の運転
 - 3) 運転前の点検、洗車、燃料の補給（燃料費は発注者負担）なお、車検及び定期点検整備（重量税や点検整備に必要な油脂類、消耗品等を含む）、タイヤ、バッテリー、ラジエター液、ベルト類等の修理、交換、調整、その他受注者の責によらない故障等の修理に要する費用は、発注者の負担とする。
2. 受注者は、業務履行にあたって巡視車両等の管理を行う担当技術者を定め、誠実正確かつ安全を旨とし、その管理する巡視車両等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本業務以外の目的に使用してはならないものとする。
3. 受注者は、業務の履行にあたっては道路交通法その他関係法令等を遵守し、関連道路等の地理に精通しておかなければならないものとする。
4. 担当技術者（ダム管理員）は、業務の履行にあたっては、管理技術者の指示により業務を行うものとする。

5. 担当技術者（ダム管理員）は、車両においては道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備、船舶においては船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36第5項による発航前の日常点検を実施するものとする。

6. 巡視等時に、発注者の職員が巡視車両等に搭乗する場合がある。

第2008条 発注者及び第三者に及ぼした損害

受注者は、業務の履行に伴い、発注者及び第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の職員等の人身事故については、発注者と協議するものとする。なお、その損害が発注者の責に帰すべき理由により発生した時はこの限りではない。

第2009条 事故報告

担当技術者（ダム管理員）は、業務履行中に事故が発生した時は、速やかにその状況を管理技術者に報告するとともに調査職員に連絡しなければならない。

第2010条 監視時等の臨機対応等

担当技術者（ダム管理員）は、監視時及び巡視時等に異常等を把握した場合、位置、内容の情報等を記録するとともに必要に応じて写真撮影を行う。なお、直ちに措置が必要なものについては、管理技術者の指示を受け臨機の措置を行う。ただし、重大なものについては、直ちに携帯電話等で調査職員に報告する。

第2011条 業務委託証明書（身分証明書）

受注者は発注者に業務を行う担当技術者の業務委託証明書（身分証明書）発行申請書を調査職員に提出し、その発行を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書（身分証明書）を携帯し業務にあたらなければならない。

第2012条 巡視中の携帯品

警報区間の巡視、第2006条第5項及び第6項の貯水池の監視の業務を行う際は、次の物を携帯しなければならない。

- 1) 身分証明書
- 2) 腕章
- 3) 移動無線装置または携帯無線装置、若しくは携帯電話
- 4) デジタルカメラ
- 5) 双眼鏡
- 6) 巻尺等
- 7) その他、必要と認められるものについては、調査職員と管理技術者が協議するものとする。

第2013条 物品類の貸与

1. 本業務に必要な次の物品は、発注者側において貸与することを原則とする。た

だし、貸与物品は業務完了後速やかに返還しなければならない。なお、腕章については、業務遂行にあたり常に携帯すること。

1) 腕章

2) 移動無線装置及び携帯無線装置等

2. 無線機を使用する場合は、別に定める「委託業務等による無線設備の取り扱い要領」によるものとする。

第2014条 その他

警報区間の巡視、第2006条第5項及び第6項の貯水池の監視を行う際、担当技術者は、作業用制服、帽子又はヘルメット等を着用し、規律正しい服装とする。また、巡視車両にはマグネットテープ等により受注者名を表示する。なお、これらの保安具については、受注者の負担とすることを原則とする。

第3編 情報連絡業務

第3001条 担当技術者（情報連絡員）

1. 担当技術者（情報連絡員）とは、管理技術者の指示のもとで、ダムに係る管理業務の支援を行うものをいう。
2. 担当技術者（情報連絡員）は、業務を適正に履行するため、次の事項について、十分理解して業務にあたらなければならない。
 - 1) 河川法等の関係法令及び管理対象施設の操作規則等の内容。
 - 2) 管理対象施設の機能、構造、情報連絡体制等
3. 担当技術者（情報連絡員）は、設計図書等に定めのある場合には、管理技術者及び担当技術者（ダム管理員）を兼ねることはできない。

第3002条 業務内容

担当技術者（情報連絡員）は次の各事項に定める業務を遂行すること。

1. 庁舎管理
 - ・ 庁舎内外の巡視並びに火気及び戸締りの確認
2. 各種情報の受信・連絡
 - ・ ダム管理に必要な情報の連絡
 - ・ 気象情報の受信と連絡
 - ・ 関係機関並びに調査職員からの連絡事項の受信と連絡
 - ・ 事務所への外部からの電話の受信と連絡
3. ダム管理施設の監視
 - ・ 貯水位・流入量及び雨量の監視
 - ・ レーダ雨量計の監視及び連絡
 - ・ ダムコン等異常時の確認及び連絡
 - ・ タイプライター等印字の確認及び用紙の取替
 - ・ 地震発生時の連絡
4. その他の対応
 - ・ 通報電話並びに連絡の受信

第3003条 業務の達成目標

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1. 情報連絡業務
 - ・ 遅滞ない情報の連絡、適正な安全確認を実施すること。

第3004条 発注者及び第三者に及ぼした損害

受注者は、業務の履行に伴い、発注者及び第三者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の職員等の人身事故については、発注者と協議するものとする。なお、その損害が発注者の責に帰すべき理由により発生した

時はこの限りではない。

第 3 0 0 5 条 事故報告

担当技術者（情報連絡員）は、業務履行中に事故が発生した時は、速やかにその状況を管理技術者に報告するとともに調査職員に連絡しなければならない。

第 3 0 0 6 条 監視時等の臨機対応等

担当技術者（情報連絡員）は、監視時等に異常等を把握した場合、位置、内容の情報等を記録するとともに必要に応じて写真撮影を行う。また、直ちに携帯電話等で調査職員に報告する。